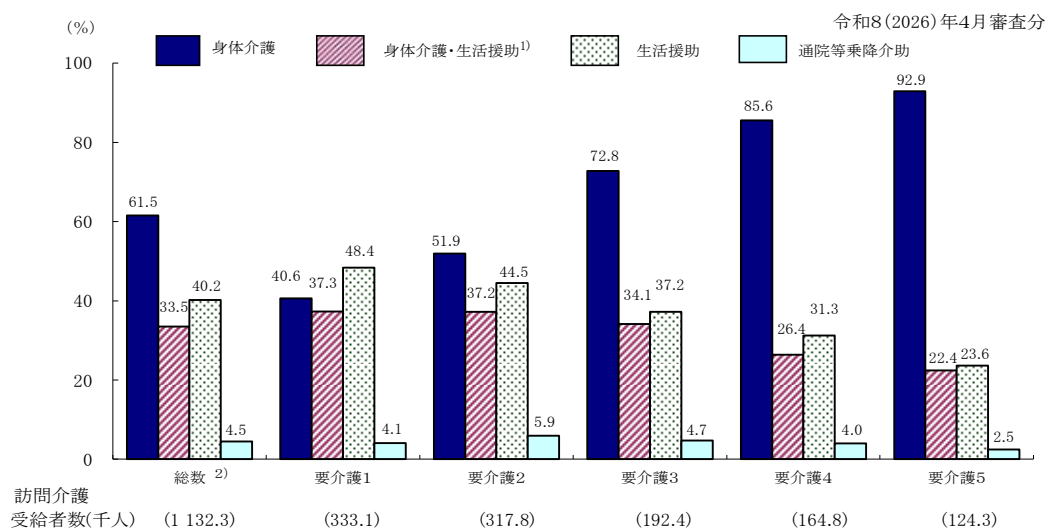


3 居宅サービスの状況

(1) 訪問介護

令和8（2026）年4月審査分における訪問介護サービスの要介護状態区分別の受給者について内容類型別の利用割合をみると、要介護1では「生活援助」48.4%、要介護5では「身体介護」92.9%が最も多くなっており、要介護状態区分が高くなるに従って「身体介護」の利用割合が多くなり、「生活援助」の利用割合は少なくなっている（図4）。

図4 訪問介護サービスの要介護状態区分別にみた内容類型別受給者数の利用割合



注: 訪問介護内容類型別受給者数の利用割合(%) = 内容類型別の受給者数 / 訪問介護受給者数 × 100

1) 「身体介護・生活援助」とは、身体介護に引き続き生活援助を行った場合をいう。

2) 月の途中で要介護から要支援に変更となった者は、総数に含み内訳には含まない。

(2) 通所介護・通所リハビリテーション

令和8（2026）年4月審査分における通所介護と通所リハビリテーションの受給者について要介護状態区分別の割合をみると、「要介護1」～「要介護3」の合計が全体の8割以上を占めている（表7、図5）。

表7 通所介護－通所リハビリテーションの要介護状態区分別受給者数及び割合

令和8(2026)年4月審査分

	通所介護		通所リハビリテーション	
	受給者数(千人)	構成割合(%)	受給者数(千人)	構成割合(%)
総数 ¹⁾	1 219.0	100.0	415.1	100.0
要介護1	463.5	38.0	153.5	37.0
要介護2	363.5	29.8	137.3	33.1
要介護3	202.9	16.6	68.9	16.6
要介護4	128.1	10.5	40.1	9.7
要介護5	60.9	5.0	15.4	3.7

注: 1) 月の途中で要介護から要支援に変更となった者は、総数に含み内訳には含まない。

図5 通所介護－通所リハビリテーションの要介護状態区分別受給者数の割合

